

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

- (1) 除却等費
 - 危険住宅の除去などに要する費用で除却費、引越費用（動産移転費、仮住居費等）、その他（限度額：975千円/戸）
- (2) 建物助成費
 - 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）
 - 限度額：【通常】4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
 - 【特殊地域】7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）
 - ※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
- (3) 事業推進経費
 - 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

交付率

国：1/2、地方公共団体：1/2

事業実施主体

市町村
 （市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県）

補助要件

- (1) 対象地区要件
 - 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
 - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
 - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
 - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
 - 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
 - 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4）
 - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）
- (2) 対象住宅要件
 - 既存不適格住宅[※]
 - ※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
 - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
 - ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

